北秋田市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市が定期的に収集を行うごみ集積所について、市がその設置及び維持管理に関し適正な指導等を行うことにより、ごみ集積所の周辺環境の美化及び清潔の保持を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与するとともに、ごみの収集作業の安全を確保すことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとことによる。

(１)　町内会等　町内会若しくは自治会、集合住宅の所有者若しくは管理者をいう。

(２)　町内会長等　市内において組織されている町内会若しくは自治会の会長、集合住宅の所有者若しくは管理者をいう。

(３)　ごみ集積所　市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第６条の２第１項の規定により収集し、運搬し、及び処分することとされている一般廃棄物のうち家庭ごみ等を一時的に排出する場所及び保管する設備であって、あらかじめ第４条に規定する承認基準等に適合していると市長が認めたものをいう。

（ごみ集積所の形状）

第３条　ごみ集積所の形状は、ボックス型、折り畳み型及び被せネット等の３種類とする。

（承認基準等）

第４条　ごみ集積所を設置しようとする場合は、次に掲げる承認基準その他条件（以下「承認基準等」という。）を満たしていなければならない。

(１)　おおむね20戸につき一箇所の設置であること。

(２)　専用のごみ集積所を設置し使用する集合住宅にあっては、同一敷地内での戸数が６戸以上であること。この場合において、当該集合住宅の所有者又は管理者は、次条の規定により専用のごみ集積所とすること等について市長との間で事前協議を終えていること。

(３)　設置場所は、原則として道路に接し、交差点、曲がり角、消火栓又は横断歩道から５メートル以上はなれており、収集作業を安全かつ効率的に行うことができること。

(４)　事前にごみ集積所の設置場所について土地の所有者又は管理者及び近隣者と協議し、了解を得ていること。

(５)　不適正に排出された家庭ごみ等を収集しないことについて了解すること。

(６)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（事前協議）

第５条　専用のごみ集積所の設置等をしようとする集合住宅の所有者又は管理者は、次条の規定による申請に先立ち、次の事項について市長との間で事前協議を行わなければならない。

(１)　ごみ集積所を設置しようとする場所

(２)　世帯数に応じたごみ集積所の必要面積

(３)　奥行、扉の開口部分その他のごみ集積所の形状

(４)　ごみ集積所の設置に関する近隣住民への説明及び承諾の存否

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（ごみ集積所の設置等に係る申請）

第６条　町内会長等は、ごみ集積所を設置し、移設し、又は廃止しようとする場合は、所定の事項を記入したごみ集積所設置等申請書（様式第１号）により、収集の開始を希望する日の14日前までに市長に申請するものとする。

２　６戸以上の集合住宅を建設しようとする者であって、専用のごみ集積所を設置しようとするものは、建築確認を受ける前に、前条第１項各号に規定する事項について市長と事前協議を行い、その上で集合住宅用ごみ集積所設置申請書（様式第２号）により、収集の開始を希望する日の14日前までに市長に申請するものとする。

（諾否の応答等）

第７条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の提出があった日から起算して７日以内に、その内容の審査及び現地調査を行い、ごみ集積所として承認基準等に適合するか否かについて判断するものとする。

２　前項の場合において、ごみ集積所として承認するときはごみ集積所設置等承認通知書（様式第３号）、不承認とするときはごみ集積所設置等不承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（ごみ集積所の維持管理）

第８条　町内会長等は、ごみ集積所の適正な維持管理を行い、当該ごみ集積所の清潔を保持しなければならない。

２　ごみ集積所を利用する住民は、ごみの分別を徹底するとともに、ごみの散乱防止等の必要な措置を講ずることにより、当該ごみ集積所の清潔の保持に協力するものとする。

（適正な管理の指導）

第９条　市長は、ごみ集積所の適正な管理が行われていないときは、町内会長等に適正な管理をするよう指導するものとする。

２　前項の規定による指導にもかかわらず、当該ごみ集積所の管理が改善されないときは、改善命令書（様式第５号）により指導するものとする。

（設置承認の取消し）

第10条　前条第２項の改善命令に従わないときは、ごみ集積所設置承認取消通知書（様式第６号）により、当該ごみ集積所の設置承認を取り消すものとする。

（不適正排出の調査及び指導）

第11条　ごみ集積所に不適正に排出された家庭ごみ等について、市職員は当該ごみ袋を開けて調査することができるものとする。

２　前項に規定する調査の結果、排出した者が判明した場合は、当該者に対し排出方法等について改善を図るよう指導をすることができる。

（持ち去り等の禁止）

第12条　ごみ集積所に排出された家庭ごみ等は、市の収集作業に携わる者以外の者は、持ち出し、又は持ち去ってはならない。

２　前項に規定する持去行為が悪質であると認められる場合は、市の職員又は町内会長等は、警察機関に通報するものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、公布の日から施行する。

２　この要綱の施行前に行った設置承認は、なお従前の例による。